



平成27年8月3日

各 位

株 式 会 社 コ ス モ ス 薬 品  
代 表 取 締 役 社 長 宇 野 正 晃  
(コード番号：3349 東証一部)

問い合わせ先 取締役経営企画部長 柴田 太  
T E L 092 - 433 - 0660 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年8月3日開催の取締役会において、平成27年8月21日開催予定の第33期定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から監査等委員会設置会社へと移行したく、当該移行のために取締役及び取締役会の規定に監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役及び監査役会の規定を削除するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、監査役会の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年8月21日
定款変更の効力発生日	平成27年8月21日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条 ~ 第 16 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>(選任決議)</p> <p>第 18 条 1 . 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条 ~ 第 16 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 <u>1 . 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)</u>は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p><u>2 . 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任決議)</p> <p>第 18 条 1 . 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 <u>1 . 取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>



現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 1. &lt;条文省略&gt; 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数) 第25条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任決議) 第26条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(取締役への委任) 第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 1. &lt;現行どおり&gt; 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p><u>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時とする。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(補欠監査役の選任決議の有効期間)</p> <p><u>第28条 補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第30条</p> <p><u>1. 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p><u>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条</p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="240 349 799 539"><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p> <p data-bbox="443 591 592 618">第6章 計算</p> <p data-bbox="236 669 572 696">第33条～第36条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p data-bbox="1038 349 1129 376">&lt; 削除 &gt;</p> <p data-bbox="1010 591 1158 618">第5章 計算</p> <p data-bbox="818 669 1177 696">第28条～第31条 &lt; 現行どおり &gt;</p>